

財務省告示第百五十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年三月二十五日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十七年四月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（変動・十五年）

（第三十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び平成

の法律及びそ 十六年度における財政運営のた

め の公債の発行の特例等に関する

る 法律（平成十六年法律第二十

二号）第二条第一項並びに国債

整理基金特別会計法（明治三十

九年法律第六号）第五条第一項

及び第五号ノ二

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

基準金利と日本銀行との利回り格差を競争

に付して行われる入札（以下「利

回り格差競争入札」という。）に

よる発行（以下「利回り格差競

争入札発行」という。）及び利回

り格差競争入札の募入の決定を

した後に行われる入札であつて

財務大臣が各国債市場特別参加

者ごとに応募限度額を定めるも

の（以下「国債市場特別参加者」

による非価格競争入札」という。）

による発行（以下「国債市場特

三 振替法の適  
用等

四 発行方法

五

募入決定の  
方 法

イ 各申込みのうち利回り格差の数を

値が小さいものからその応募額

を順次割り当てると。参加者ごとの応募

各債市場特別参加者おいて各申

込限度額の範囲内において各申

入価格競争札発

行争入札発

六

イ 発行額

億円、財政

うち、財政

定に基き発行した利債の規

ついで、千九百億

円、平成十六年度における財政

運営のため公債発行の特例

等に関する法律第二十一条の

規定に基づき発行した利債

に、ついで、千九百億

国債整理基金特別会計第五条

第一項の規定に基づき発行した

利付国債の発行額は、

で六百五十億、千三百億、

同法第五十二条の規定に基づき

発行した利付国債の発行額は、

額、千三百億、千

七億、千三百億、千

額、千三百億、千

額、千三百億、千

額、千三百億、千

額、千三百億、千

額、千三百億、千

額、千三百億、千

十三 の経過 払込み	十二 発行 利率	十一 発行 価格	九 振替 単位	八 最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 場	国 債 市 場	札 発 行 入	差 競 争 入	利 回 り 格	七 イ 払 込 金 額	行 争 入 札 発
<p>(一) その率は、その発行決定の通知を受けた者の          式によつて算出された金額を次の算          式により算出する。ただし、払い込          むものとする。ただし、国債</p>	<p>平成一七年三月二十五日          額面金額百円につき百円</p>	<p>平成一七年三月二十五日          額面金額百円につき百円</p>	<p>振替法の規定による振替口座簿</p>	<p>十 万 円</p>	<p>九 百 四 十 八 億 円</p>	<p>一 兆 二 千 九 百 八 十 七 億 円</p>	<p>九 百 四 十 八 億 円</p>	<p>九 百 四 十 八 億 円</p>	<p>九 百 四 十 八 億 円</p>	<p>九 百 四 十 八 億 円</p>	<p>九 百 四 十 八 億 円</p>	<p>九 百 四 十 八 億 円</p>	<p>九 百 四 十 八 億 円</p>	<p>九 百 四 十 八 億 円</p>

市場特別参加者・第非価格  
 競争入札の募入決定の通知を  
 受けた者は、利回り格差競争  
 入札発行分と国債市場特別参  
 加者・発行分非価格競争入札の  
 行分とを分けて算出するも  
 とする。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.53}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収される  
 ものとして振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 について、前記(一)の算式によ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額  
 へただし、当該国債を発行時  
 において取得する者が非居住  
 者又は外国人である場合は  
 は、前記(一)の算式により算出  
 た金額に当該非居住者又は外  
 国法人が適用を受ける所得税  
 の税率を乗じた金額を控除  
 することができる。

平成十七年九月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う(以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ)。

十四 初期利子

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.53}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以

毎年三月二十日及び九月二十日

後の利子

を、支払期とし、各支払期において、その日以前六ヶ月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{償還利率} - 1.00}{1.00} \times \frac{1}{2}$$

償還期限 平成三十三年三月二十日  
償還金額 額 日本銀行 につき 百円

元利支 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
入札参加

払込期日 平成十七年三月二十五日

二十

十九

十八

十七

十六